

光 が 丘 団 地 地 区

熱 供 給 規 程

令和 6 年 1 月 1 日実施

東京熱供給株式会社

20231016資第7号

令和5年12月7日 認可

目 次

§ 1. 総 則	1
1. 目 的	1
2. 適 用 区 域	1
3. 規程の認可および変更	1
4. 用語の定義	1
5. 単位および端数処理	2
6. 実 施 細 則	2
 § 2. 使用の申込みおよび熱需給契約	 3
7. 使用の申込み	3
8. 熱需給契約の成立および変更	3
9. 契約容量の変更	3
10. 承 諾 の 限 界	3
11. 名 義 の 変 更	3
12. 契 約 の 廃 止	3
 § 3. 供 給	 4
13. 供 給 方 式	4
14. 供給期間および時間	4
15. 供 給 条 件	4
16. 流 量 制 限	6
17. 供給または使用の制限もしくは中止	6
18. 供給の停止およびその解除	6
19. 供給制限等の損害賠償	7
20. お客さまの土地および建物への立入り	7
 § 4. 工 事	 7
21. 工 事 の 施 工	7
22. お客さまの土地および建物の場所の提供	7
23. 電源および空気源の提供	7
24. 工事に伴う費用の負担	8

§ 5. 受入施設の操作等	8
2 5. 受入施設の操作等	8
§ 6. 保 安	8
2 6. 保守および保安の責任分界	8
2 7. 連 絡 等	9
2 8. 受入施設の改善	9
2 9. 供給施設等の損傷防止	9
§ 7. 料 金	9
3 0. 料金の適用開始の日	9
3 1. 料 金 算 定	9
3 2. 料金の算定期間	1 0
3 3. 使用量の計算	1 0
3 4. 使用量の通知	1 0
3 5. 計量器故障時等の使用量の決定	1 0
3 6. 料金の支払義務	1 1
3 7. 日 割 計 算	1 1
3 8. 熱媒体の放出等による賠償	1 1
附 則	1 2
1. この規程の実施期日	1 2
2. 新旧料金の切替措置	1 2
3. 契約容量の換算	1 2
別表第1 料金表（住宅 供給方式A）	1 3
別表第2 料金表（業務施設 供給方式A・B）	1 4

§ 1. 総 則

1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。

2. 適 用 区 域

この規程は、次の供給区域に適用します。

東京都練馬区光が丘一丁目4番から6番まで

東京都練馬区光が丘二丁目から七丁目まで

東京都練馬区旭町一丁目33番、二丁目1番、11番

東京都練馬区高松五丁目8番の一部

東京都練馬区高松五丁目24番

東京都板橋区赤塚新町三丁目31番から36番まで

3. 規程の認可および変更

- (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

4. 用 語 の 定 義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「熱媒体」とは、熱源水、温水および冷水をいいます。
- (2) 「サブステーション」とは、供給方式Aの場合で、熱源水を利用して温水および冷水を製造するヒートポンプ等の設備をいいます。
- (3) 「導管」とは、センタープラントの機械室外壁からサブステーション機械室入口までの熱源水管をいいます。
- (4) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。
- (5) 「計量器」とは、熱の使用量を計量して、料金算定の基礎とするための住宅および業務施設の熱量計及び流量計をいいます。
- (6) 「供給施設」とは、センタープラント、サブプラント、サブステーション（建物を除く）、導管および供給制御装置、これらに付属する施設をいいます。
- (7) 「受入施設」とは、次のとおりとします。

＜供給方式A＞

①サブステーションを独立した建物に設置した場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。

②サブステーションを建物に併置し、当該建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁内側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。

③サブステーションを建物に併置し、隣接建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。

<供給方式B>

原則として業務施設建物内1メートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器をいいます。

(8)「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。

(9)「供給方式A」とは、サブステーションで製造された温水および冷水を住宅および業務施設に供給する方式をいいます。

(10)「供給方式B」とは、センタープラントで製造された温水および冷水を業務施設に供給する方式をいいます。

(11)「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。

(12)「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。

(13)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14)「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。

5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

(1) 契約容量の単位は、1MJ/h（1メガジュール毎時）とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。

(2) 温水および冷水の使用量の単位は、1MJ（1メガジュール）とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。

給湯の使用量の単位は、100L（100リットル）とし、100L未満の端数は、切り捨てます。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

6. 実 施 細 則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約

7. 使用の申込み

お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。

8. 熱需給契約の成立および変更

- (1) 熱需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。

9. 契約容量の変更

お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

10. 承諾の限界

当社は、需給状況その他の事由によりやむを得ない場合は、7.に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

11. 名義の変更

お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまがそれまで熱の供給を受けていた従来のお客さまの熱の需給に関する全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

12. 契約の廃止

- (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。
- (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。
- (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

§ 3. 供 給

13. 供 給 方 式

(1) 住 宅

供給方式Aによって熱を供給します。

(2) 業務施設

供給方式A、供給方式Bによって熱を供給します。

14. 供給期間および時間

熱の供給は、次のとおりとします。

	期 間	時 間
給 湯	通 年	終 日
温水（住宅暖房用）	10月25日～4月20日	終 日
温水（業務施設暖房用）	10月25日～4月20日	8時30分～21時
冷 水	5月1日～10月10日	8時30分～21時

ただし、期間および時間については、お客さまと協議のうえ変更することがあります。

15. 供 給 条 件

(1) 供給方式Aの場合

①送り温度

送り温度は、サブステーションの出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
給 湯	60℃	54℃～64℃
温 水	60℃	54℃～64℃
温水（業務施設）	45℃	40℃～50℃
冷 水	7℃	4℃～10℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。

②圧力

サブステーションにおける給湯・温水および冷水の運転時圧力は、各サブステーションの位置を基準として、次のとおりとします。

	圧 力 範 囲
送 り 管	0.04MPa～1.37MPa
返 り 管	0.02MPa～0.98MPa

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。また、給湯が建物所有者の給水装置の圧力をもって供給する方式の場合は、その運転時圧力とします。

(2)供給方式 B の場合

①送り温度

送り温度は、受入施設の入口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温 水	45℃	40℃～50℃
冷 水	7℃	4℃～10℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。

②返り温度

返り温度は、受入施設の出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温 水	35℃	34℃～38℃
冷 水	12℃	11℃～13℃

③圧力

温水および冷水の通常の圧力は、TP（東京湾中等潮位）+32.84mの基準で次のとおりとします。

	圧 力 範 囲
送 り 管	0.24MPa～0.58MPa
返 り 管	0.04MPa～0.14MPa

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。

16. 流量制限

当社は、熱媒体のお客さま側への供給流量が次の制限流量をこえる場合、制御弁により温水、または冷水の供給流量を制限させていただきます。

(1) 温 水

$$\text{制限流量 (m}^3\text{/h)} = \frac{\text{温水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$$

(2) 冷 水

$$\text{制限流量 (m}^3\text{/h)} = \frac{\text{冷水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$$

17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設に生じた場合
- (3) 供給施設に故障が生じた場合
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- (6) その他保安上の必要がある場合

18. 供給の停止およびその解除

- (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。

- ① 熱料金が 35.-(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合
- ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合
- ③ 20.の規定により当社係員がお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
- ④ 熱を不正に使用した場合
- ⑤ 28.の規定により当社がお客さままたは建物所有者所有の受入施設の修繕等を求め、それが実行されない場合
- ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合

- (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

19. 供給制限等の損害賠償

- (1) 当社は、17.の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であつて、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害については、賠償の責めを負いません。
- (2) 当社は、18.-(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。

20. お客さまの土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さままたは建物所有者の承諾をえて係員をお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

§ 4. 工 事

21. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。
- (2) 受入施設に関する工事は、お客さままたは建物所有者に施工していただきます。
ただし、受入施設のうち、計量器については、当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。
なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。
- (3) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さままたは建物所有者に施工していただきます。
- (4) お客さままたは建物所有者は、受入施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。

22. お客さまの土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客さまはその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客さまにおいて地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。
- (2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。

24. 工事に伴う費用の負担

- (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費についてはお客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。
- (2) 受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者の所有とし、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。
- (3) 受入施設のうち、計量器は当社の所有としますが、これに要する工事費は、お客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。
ただし、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。
- (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さままたは建物所有者に負担していただきます。
- (5) お客さままたは建物所有者の都合により供給施設の取り替え、移設等の工事を行う場合または特殊な施設を設置する場合、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。
- (6) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さままたは建物所有者所有の施設の修繕に要する費用はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。
ただし、当社所有の施設であってもお客さままたは建物所有者の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さままたは建物所有者から修繕に要した費用をいただきます。
- (7) 契約成立後、お客さままたは建物所有者の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
- (8) お客さままたは建物所有者に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとします。

§ 5. 受入施設の操作等

25. 受入施設の操作等

受入施設（当社所有の施設を除く。）の操作、検査等は、原則として別に定める実施細則に従ってお客さままたは建物所有者に行っていただきます。

ただし、供給施設に影響を与えると予想される操作、検査等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

§ 6. 保 安

26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者において保守および保安の責任を負っていただきます。

27. 連 絡 等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さままたは建物所有者は、お客さままたは建物所有者所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さままたは建物所有者は、お客さま建物内の当社所有の施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、当社に連絡していただきます。

28. 受入施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求め、またはその使用をお断りすることがあります。

29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、導管、分岐ボックスの上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。

§ 7. 料 金

30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

31. 料 金 算 定

(1) 住 宅

① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。

② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて住宅の型式に応じて別表第1により毎月算定します。

③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第1により毎月算定します。

(2) 業務施設

① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。

② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、別表第2により毎月算定します。

③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第 2 により毎月算定します。

32. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間(以下「検針期間」といいます。)とします。

ただし、熱の供給を開始し、または需給契約を廃止した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間または、直前の検針日の翌日から廃止日の前日までの期間とします。

33. 使用量の計算

- (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。
- (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。
- (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、給湯 100 L、冷水、温水は 1 M J とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。

34. 使用量の通知

当社は、33. の規定により計算した使用量を検針日にお客さまに通知します。

35. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前 3 か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

36. 料金の支払義務

- (1) お客様の料金の支払義務は、検針日に発生します。
- (2) お客様の支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。
- (3) お客様は、毎月分の料金を 36.-(1) の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日以内（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合には、直後の休日でない日までに支払っていただきます。
- (4) お客様が 35.-(3) の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客様の預金口座から引き落とされた日）に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (5) お客様が支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで消費税等相当額を控除した料金に対して、年率 10% の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- (6) 熱料金等の支払いは支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

37. 日 割 計 算

- (1) 当社は、基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。
 - ① 熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合
この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。
 - ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客様に使用を中止していただいた場合
この場合、中止が連続する 6 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。
 - ③ 適用される料金に変更があった場合
- (2) 37.-(1) の規定により基本料金を日割計算する場合は、基本料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

38. 熱媒体の放出等による賠償

受入施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客様または建物所有者の責めに帰すべき事由により、熱媒体の熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただくことがあります。

1. この規程の実施期日

この規程は、令和6年1月1日から実施します。

2. 新旧料金の切替措置

新料金は、令和6年1月1日以降に支払義務が発生する料金から適用します。

この規程実施の日を含む料金の算定期間においては、新旧料金の使用日数に応じて使用量を按分して料金を計算します。

3. 契約容量の換算

この規程の実施期日の前から継続して契約している場合の契約容量(Mc a l 表示)は、その契約値に4. 1 8 6 0 5を乗じて契約容量単位に換算します。この場合の端数処理は、規程 5.-(1)の規定にかかわらず、小数点以下第一位を切り捨てます。

別表 第1

料 金 表

(住宅 供給方式 A)

(1) 基本料金 (1 契約 1 か月につき)

住 宅 型 式	料金 (税込)
A タイプ (給湯)	2, 8 3 2 円
B タイプ (専有面積 4 0 m ² 未満)	3, 5 5 4 円
C タイプ (専有面積 4 0 m ² ～5 0 m ² 未満)	3, 7 5 9 円
D タイプ (専有面積 5 0 m ² ～6 0 m ² 未満)	3, 9 6 6 円
E タイプ (専有面積 6 0 m ² ～7 0 m ² 未満)	4, 1 7 2 円
F タイプ (専有面積 7 0 m ² ～8 0 m ² 未満)	4, 3 7 9 円
G タイプ (専有面積 8 0 m ² ～9 0 m ² 未満)	4, 5 8 4 円
H タイプ (専有面積 9 0 m ² ～1 0 0 m ² 未満)	4, 7 9 0 円
I タイプ (専有面積 1 0 0 m ² 以上)	4, 9 9 7 円

ただし、集会場等の基本料金は専有面積 1 0 m²につき 2 0 5 円 (税込) とします。

(2) 従量料金

熱媒体	使用量	料金 (税込)
温水 (暖房)	1 M J につき	3. 3 0 0 円
給 湯	1 0 0 L につき	6 3. 1 5 1 円

従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 M J、
1 0 0 L 当りの料金により毎月算定します。

別表 第2

料 金 表

(業務施設 供給方式 A・B)

(1) 基本料金 (1 か月につき)

熱媒体		契約容量	料金 (税込)
温	水	1 MJ/h につき	3 0 9 . 5 5 円
冷	水	1 MJ/h につき	3 2 5 . 5 7 円

基本料金は熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、上記表の 1 MJ/h 当りの料金により算定します。

(2) 従量料金

熱媒体		使用量	料金 (税込)
温 水	6 0 ℃供給暖房の場合	1 M J につき	3 . 3 0 0 円
	4 5 ℃供給暖房の場合	1 M J につき	2 . 9 2 7 円
	6 0 ℃供給給湯の場合	1 0 0 L につき	6 3 . 1 5 1 円
冷 水		1 M J につき	5 . 3 8 8 円

従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 M J 、 1 0 0 L 当りの料金により毎月算定します。